

午前 8 時までには必ずゴミ出しをお願いします

ごみ収集最適ルート検証実験を 6 月 26 日から 7 月 8 日まで実施



道路の新設や新興住宅地造成での区域の変更で、ごみ収集に係る時間が長くなっています。そこで市は、ごみ収集の最適なルートや方法などを検証するため、6 月 26 日(月)から実証実験を実施します。期間中は、

ごみの収集日を再確認

- 紙類(新聞紙、雑がみなど)
第 1 水曜か土曜
- 可燃(燃やすすかない)ごみ
週 2 回、決められた曜日
- プラスチック、ペットボトル類
第 2・3・4 水曜か土曜



ごみ収集日

ごみの収集日は変わりませんが、収集の時間帯が毎回大幅に変わる可能性があります。ごみは、決められた曜日の朝 8 時までには必ず出してください。

【問】市生活環境課リサイクル推進係 (☎ 88・8933)



実証実験

ボランティア活動はやすらぎ保険の活用を

事故が起きたら 14 日以内に担当課へ必ず届け出を

●保険の対象となる活動

市内に活動拠点を置く、市民 5 人以上の団体が行う、公益性のある活動(政治、宗教などの活動は除く)

【地域社会活動】行政区や自治会、町内会の活動、防火・防犯活動、清掃活動、交通安全運動など

【青少年育成活動】子ども会の指導育成活動、非行防止パトロールなど

【社会福祉奉仕活動】社会福祉施設援護活動、高齢者や心身障がい者へのホームヘルプなど

【社会教育文化活動】婦人会や老人会、PTA の活動、公民館のスポーツ・文化活動など

●保険の対象となる事故

①参加者や指導者などが、活動中に他の参加者や第三者にけがをさせたり、建物などに損害を与えたりしたときの損害賠償責任事故②参加者や指導者などが、活動中に死亡またはけがをしたときの傷害事故

●保険の対象とならない事故

①自動車事故、改装や修理の工事による事故などの賠償責任事故②脳疾患や疾病による傷害事故、けんかや犯罪などによる傷害事故③故意による事故や自然災害による事故

●事故が起きたら 14 日以内に届け出を

事故が起きたら、すぐに団体の責任者を通じて市の

担当課へ連絡し、14 日以内に報告書を提出

【問】市総務課市民協働推進係 (☎ 77・8419)

●やすらぎ保険の補償内容

区分	保険金額(限度額)
対人賠償	最高 1 人 6000 万円、1 事故 3 億円
対物賠償	最高 1 事故 300 万円
※ 1 回の事故につき、5000 円は自己負担(免責)	
死亡保険金	300 万円
後遺障害保険金	9 万円～ 300 万円
入院保険金	日額 3000 円(180 日限度)
通院保険金	日額 2000 円(90 日限度)

●事故のときの連絡先

団体・グループ	担当窓口
行政区、自治会、町内会、防犯、交通安全	総務課
子ども会、スポーツ団体、少年非行防止、公民館、婦人会、PTA、文化団体	生涯学習課
心身障がい者団体、ボランティア団体、老人会	福祉課
環境美化	生活環境課
掘割清掃	水路課
その他	各担当課



やすらぎ保険

設置後 8 年の水道メーターを 6 月から取り換え

対象者には 5 月下旬にお知らせはがきを郵送しています



水道メーター



水道を使っているのに回っていたら漏水のサイン

市上下水道課は、6 月 1 日から約 3 カ月間かけて、設置から 8 年をむかえる水道メーターを取り換えます。古いメーターの取り換えは、市内の指定工事店が、皆さんの自宅を訪問して実施します。対象者には 5 月下旬にお知らせはがきを郵送しています。なお、取り換えに必要な費用は、市が負担するので、個人負担は一切ありません。また、取り換えや月に 1 度の検針をスムーズに行えるよう、次のことにご協力ください。

▷日ごろから水道メーターボックスの周囲や中をき

れいにする▷水道メーターボックスの上に車を止めたり植木鉢などを置いたりしない▷飼ひ犬は出入り口や水道メーターから離れた場所につなぐ

水道蛇口の閉め忘れに注意

蛇口を閉め忘れて、水道使用量が増える事例が発生しています。蛇口の閉め忘れや器具の不具合などによる水道料金の増加は、減免対象になりません。使用後は、蛇口が閉まっているか、ホースからの漏水がないか、確認をお願いします。水道を使用していないのに、水道メーターのパイロットが回転しているときは、漏水や蛇口が閉まっていない可能性があります。個人所有の住宅で漏水した場合は市の指定工事店へ、アパートやマンションなど借家で漏水した場合は管理会社か大家へ連絡してください。



漏水への対処

■ 6 月 1 日から 7 日は水道週間

水は、私たちにとって、命綱ともいえるべき大切なもの。水がなければ 1 日も暮らせません。この機会に、もう一度水道の大切さをみんなで考えてみましょう。

【問】同課料金係 (☎ 77・8596)

歴史文化施設などで小中高生の入館料が無料に

柳川の歴史や文化を無料で勉強できるチャンス



北原白秋生家



北原白秋記念館



名勝立花氏庭園



立花家史料館

北原白秋生家・記念館の小中学生の入館料が無料になっています。また、若い世代に柳川の文化財をもっと知ってもらおうと、名勝立花氏庭園と立花家史料館も、市内の小中学生と高校生の入館料を無料にしました。中学生以上は、学生証を受付で見せてください。この機会に、柳川の歴史や文化に触れてみませんか。

【問】市生涯学習課文化財保護係 (☎ 77・8832)

学生の入館料

施設	小学生	中学生	高校生
北原白秋生家・記念館	市内=無料 市外=今年度のみ無料		450 円
名勝立花氏庭園・立花家史料館	市内の学校に通学している人=無料 市内在住で市外の学校に通学している人=無料		